

「緑ゆたかな美しいまち」づくりに向け 景観まちづくりの検討を開始

一般的に、これまでのまちづくりは、経済性・効率性・機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠き、雑然とした景観をつくり出してきたと言われています。

このような現状に対し、良好な景観・風景を守り、あるいはつくり出すため、国は「景観法」を制定しました。

この景観法に基づき、市は今後、景観行政団体となり、景観計画の策定を進め、市民意識でうたう「緑ゆたかな美しいまち」を目指します。

■景観まちづくりの基本

景観まちづくりは、市民・事業者・市が、協働して取り組むものです。街並みなどの景観向上だけでなく、地域の自然や環境の保全、観光・商業・農業の振興、歴史・文化の継承など、多様な展開に結びつけることにより、地域社会の発展につなげることを目的としています。

■景観行政団体とは

景観法において新たに導入された団体概念で、景観法に基づいた景観施策を実施する自治体

を「景観行政団体」といいます。景観行政団体になることで、



はじめて景観計画の策定が可能になります。このため、まず市では、県の同意を得て、景観行政団体になることを目指します。※県内では、つくば市・守谷市・牛久市などが、既に景観行政団体になっています。

■景観計画とは

景観計画は、景観行政を推進するための基本となる計画で、景観行政団体（市）が定めます。計画では、地域特性や景観特性を踏まえて、「景観計画区域」や「良好な景観の形成に関する方針」を設定します。さらに、「景観重要建造物や樹木」などの方針を定め、これらを具現化するために、実践的な「行為の制限に関する事項」を定めます。

計画策定後は、各種制度を活用して、景観まちづくりを推進していきます。

■景観計画策定準備委員の募集

市では、「景観計画」を市民の皆さんとともに策定していくため、「景観計画策定準備委員会」の委員を次のとおり募集します。

- ▼募集人員 4人程度
- ▼任期 委嘱の日から計画案のとりまとめまで

▼委員会内容 計画内容に関する調査・審議（委員会は、年に5回程度）

▼応募資格 市内在住で、景観まちづくりに関心のある18歳以上の方（政治団体関係者を除く）

▼応募方法 都市計画課へ連絡いただいた方に、応募用紙を送付します（市ホームページからもダウンロードできます）。応募用紙に必要事項（小論文有）を記入のうえ、直接持参してください。

▼受付期間 6月20日（月）～7月8日（金）

▼選考方法 応募内容（小論文含む）を検討し決定

▼選考結果 7月中旬に通知

■屋外広告物の調査・指導

屋外広告物（立看板・広告板・広告塔など）の規制は、景観まちづくりと密接に関係しています。屋外広告物が無秩序に掲示されると、都市や自然の景観を大きく阻害します。そのため、掲示については、基準を設けて許可制となっています。

市内の景観を良好に保つために、景観計画策定に併せ、屋外広告物が適正に掲示されている



かどうかの調査を実施します。無許可や基準に適合していない屋外広告物には、随時指導を行っていきます。

市民の皆さんが、土地を事業者に貸して、屋外広告物を掲示させる場合には、その屋外広告物が許可を受けているかどうかを確認してください。また、屋外広告物の新規設置や改造を依頼する場合には、県に登録している業者であることを確認しましょう。

「緑ゆたかな美しいまち」づくりに向け、市民および事業者の皆さんには、ご理解とご協力をお願いいたします。

58 問 谷和原庁舎都市計画課 ☎ 2111 (内線8164)